令和元年度第2回門真市児童福祉審議会 議事録

- 1. 日 時 令和元年 10 月 23 日 (水) 午前 9 時 15 分~午前 9 時 45 分
- 2. 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室
- 3. 出席者 合田委員長、須河内副委員長、吉兼委員、五十野委員
- 4. 事務局 こども部 内田部長、坂本次長 こども政策課 田代課長、楠本課長補佐、高橋主査、浅尾係員 保育幼稚園課 西川課長、大中課長補佐
- 5. 傍聴者 非公開
- 6. 議 題 (1) 小規模保育事業所の認可(1件) について
- 7. 議事録

(事務局)

定刻になりましたので、ただいまから令和元年度第2回門真市児童福祉審議会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、委員4名のご出席をいただき過半数の出席をいただいておりますので、門真市 附属機関条例施行規則第5条第2項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告 いたします。なお、森本委員、道幸委員は日程が合わず、ご欠席とお伺いしております。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料1 全体的な計画(修正後)

資料2 今和元年度第1回門真市児童福祉審議会における各委員からの確認事項

参考資料1-1 設置認可申請小規模保育事業所の概要

参考資料1-2 事業所の付近見取図

参考資料1-3 平面図

参考資料1-4 全体的な計画(修正前)

なお、後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきますので、予 めご了承ください。

今回の審議会は、令和元年 10 月 3 日に開催した門真市児童福祉審議会において門真市より諮問された「ぬくもりのおうち保育 門真市駅前園」の認可につきまして、委員の皆様より様々なご意見をいただいた結果、答申を保留することとなりましたので、改めて認可の適否について決定するものでございます。

それでは、これ以降の議事進行につきましては委員長にお願いしたいと思います。委員 長、よろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、私の方で議事次第に沿って進めさせていただきます。

皆さん、おはようございます。前回の会議に引き続きまして、今回もよろしくお願い致 します。

まず、「議題1 小規模保育施設の認可について」を事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「議題1 小規模保育施設の認可について」を事務局より説明させていただきます。

(「ぬくもりのおうち保育 門真市駅前園」に対する審議内容に関わるため省略)

事務局からの説明は以上でございます

(委員長)

ありがとうございました。

ただいま事務局より、ぬくもりのおうち保育株式会社より再度提出された全体的な計画 及び前回の審議会において確認のあった事項について説明がありました。

説明いただいた内容を踏まえ、再度、こちらの施設の認可の適否につきまして、委員の 皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

何かご意見やご質問はございますでしょうか。

(「ぬくもりのおうち保育 門真市駅前園」に対する審議)

(委員長)

それでは、まだ若干修正等が必要な点もありましたけれども、皆さん方の意見をいただいたということで、当審議会といたしましては、前回の審議会にて保留としていた小規模保育事業所1施設「ぬくもりのおうち保育 門真市駅前園」の認可の適否について門真市に対して答申を行う必要がございますが、委員からいただきましたご意見については、事務局から事業者にお伝えいただくこととしたうえで、この事業所について「認可相当である」、としてよろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(委員長)

ありがとうございます。

それでは、本審議会としましては、今回審議に上がっております事業所について「認可

相当である」という答申をいたしますが、事務局は、事業者に対し委員のご意見をお伝えいただき、よりよい運営に向けての指導・監督を行ってください。

委員の皆様の机に置かせていただいております答申書(案)を参照願います。今回の審議 を踏まえ、認可相当として、下の点線部分の「認可に相当すると認められない」とする部 分は削除して当審議会からの答申書としたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員全員)

はい。

(委員長)

それではそのように答申を行わせていただきます。

議題1「小規模保育事業所の認可について」は以上で終了します。

こちらで本日審議予定の議題はすべて終了となりますが、委員の皆様から何かございま すでしょうか。

特にないようでしたら、本日の議題は全て終了いたしましたので、以上をもちまして、「令和元年度第2回門真市児童福祉審議会」を閉会いたします。

皆様ありがとうございました。

(以 上)